

下関市民センター屋内運動場照明設備改修賃貸借仕様書

この仕様書は、本事業の概要を示すものであり、下関市（以下「甲」という。）が本事業のために必要と認めた附随する軽微な業務については、記載の有無にかかわらず、受注者（以下「乙」という。）は、本事業の範囲内で実施するものとする。

1 事業名

下関市民センター屋内運動場照明設備改修賃貸借

2 履行場所

下関市東神田町9番1号 下関市民センター

3 契約方式

賃貸借契約

地方自治法第214条の規定による債務負担行為

4 契約期間等

(1) 契約期間

契約締結日から令和13年11月30日まで

(2) 賃貸借期間

令和8年12月1日から令和13年11月30日まで（60か月）

(3) 改修期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

5 事業内容

(1) 実施計画書等の提出

乙は、本事業の実施にあたっては「7 提出書類一覧」に定める書類を各期日までに紙媒体及び電子データで提出し、甲の承認を得ること。

(2) LED改修

別紙2「既存照明器具一覧表」（以下「一覧表」という。）に記載のある既存照明器具について、LED照明器具への改修作業を行うこと。なお、既にLED化されている照明器具も対象とする。ただし、一覧表(5)その他欄に対象外の旨記載のある照明器具を除く。

ア LED照明器具の仕様等

- ① LED 照明器具の定格光束、定格消費電力、交換方式は、一覧表に示す既存照明設備と同等の性能を有する LED 器具を調達すること。性能を満たさない照明器具での入札及び設置は認めないものとする。なお、下記②の条件を満たしており、光束値(1m)は規定数値以上かつ消費電力(W)は規定数値以下の製品は、同等品とする。
- ② 照明器具は、JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」のそれぞれに登録対応器種を有し、日本国内に本社を有するメーカー製品とすること。
- ③ 光源(LED)寿命は、40,000時間(光束維持率70%)以上の製品とすること。
- ④ 照明器具には、本事業の賃貸借物品であることを判別しやすいようにラベル等を付すること。
- ⑤ 電気用品安全法(昭和36年法律第234号)の技術基準に適合するものであること。
- ⑥ 屋外等に設置し、雨水等の影響を受ける照明器具については、適切な防水性、対候性、耐食性を有する照明器具を選定すること。
- ⑦ 直管型 LED ランプについては、次の仕様を満たすこと。
 - ・G13 口金直管型 LED ランプについては、JLMA301「AC 直結 G13 口金直管 LED 光源・安全規格」に適合した製品とすること。
 - ・上記の安全規格に定めのない寸法・規格の直管型 LED ランプにおいても G13 口金とし、安定器を切り離す直結工事を行う管球交換方式とする。また、電源内蔵型かつ給電方式は、片側給電とする。
 - ・施工性の観点から口金固定式の製品を採用すること。
- ⑧ 一体型ベースライトに関しては、次の仕様を満たすこと。
 - ・維持管理の観点から、一体型ベースライトの電源は光源部(ライトバー)に内蔵された製品とすること。
 - ・非調光式一体型ベースライトにおいては、点灯スイッチ誤操作による予期せぬ調光・誤動作等を防止するため、オンオフ機能のみの製品とすること。
- ⑨ 甲の要望を最大限満たすこと。要望がある場合は、一覧表(5)その他欄に以下のとおり記載する。

【要望】○○○○(←要望内容)

イ LED 改修作業

- ① LED 改修作業は、原則として照明器具の交換とする。ただし、特注器具や特殊デザイン器具などの標準品の LED 照明器具の採用が困難な

ものについては、この限りでない。

- ② 既存照明器具等を取り外し、新たな LED 照明器具を設置すること。
- ③ 取り外した既存照明器具は、撤去し、処分すること。なお、産業廃棄物については、関係法令を遵守し、適切に処理すること。
- ④ 改修作業前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁不良がないことを確認すること。
- ⑤ 照明器具の取付けに使用する金具等はステンレス製とし、設置場所ごとに適切な防水性、対候性、耐食性を有すること。
- ⑥ 照明器具の安全な使用に支障をきたすおそれのある場合は、付属設備等の交換を行うこと。
- ⑦ 改修作業の詳細な日程、安全対策については、甲と協議の上、決定すること。
- ⑧ 改修作業にあたり、アスベストの調査や除去が必要なことが判明した場合は、その照明器具の改修作業を一旦中止し、取扱いや費用負担について別途甲乙協議を行う。
- ⑨ PCB が使用されている照明器具（付属品含む。）を発見した場合は、甲の指示に従うものとする。なお、PCB 廃棄物の処理に関する費用は甲の負担とする。
- ⑩ 提案した照明器具の取付けに伴い、天井や壁の改修等が必要な場合は、乙の負担により行うこと。
- ⑪ LED 改修作業後、速やかに自主検査を行い、必要な性能が確保されていることを確認の上、甲に報告すること。
- ⑫ 消防法（法律第 186 号）その他の法令に基づく届出が必要な場合は、速やかに甲に説明を行った上で必要な届出を行うこと。
- ⑬ LED 改修作業の施工は、電気工事士免状の交付を受けている者が実施すること。
- ⑭ 改修作業する場所の物品や事務機器等に事故がないように施工すること。
- ⑮ 改修作業する場所の一部のエリアは、立ち入る際に許可等が必要であるため、甲又は施設の担当者の指示に従うこと。

ウ 維持管理、保守

- ① 契約期間中の連絡体制を整備すること。
- ② LED 照明器具の保証期間は、賃貸借期間終了日までとする。
- ③ 賃貸借期間中、通常の使用条件において LED 照明器具に点滅、不点灯等の不具合が生じた場合は、乙の負担で LED 照明器具を正常に点灯

させるために必要な措置を可能な限り迅速に行うこと。

- ④ 賃貸借期間を保険対象とする動産総合保険（新価特約）に加入すること。

6 その他全般

- (1) 乙は、賃貸借期間の開始日を待たずに施工した照明器具の仮使用を認めること。
- (2) 改修作業の実施にあたっては、建築基準法、電気事業法等関係法令を遵守すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項であっても、社会通念上必要とされる事項については、受託者において充足すること。
- (4) 本仕様書及び別表リスク分担表に定めのない事項や本契約に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。
- (5) 本仕様書に定めのない仕様については、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)の各最新版により、環境の保全、安全、事故防止等に留意して施工すること。

7 提出書類一覧

提出期日	提出書類	内容	備考
施工前	実施計画書	<ul style="list-style-type: none">・ 工程表・ 器具仕様一覧・ 施工体系図・ 作業員名簿、免状の写し・ 緊急連絡体制	
施工後	完成図書	<ul style="list-style-type: none">・ 照明設備配置図・ 照明器具一覧・ 官公署等へ提出した届出、報告書等の写し・ 改修前、改修中、改修後の写真・ 維持管理に係る連絡先及び担当者	

以上